

# 静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

## 子育て支援実践交流会助成事業実施要領

(「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」

別表3「ボランティア育成・活動推進事業」に該当)

### 1 趣 旨

民間非営利の地域福祉・ボランティアグループ又は団体等（以下「グループ」という。）が行う子育て実践交流会に対し助成を行うものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 2 助成対象となるグループ

静岡県内のグループで、原則として下記の要件を満たすものとする。

- (1) グループ内の活動者が5人以上いること。
- (2) 既に活動をしているグループであること。（活動年数は問わない。）
- (3) 下部団体への支援または物品の貸出等のみを行うグループでないこと。
- (4) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。
- (5) 法人は、特定非営利活動法人（NPO法人）のみとする。

### 3 助成対象となる事業(活動)

子育て支援活動を行う地域団体、子育て支援団体、企業や行政等（以下「団体等」という。）が、意見・情報の交換、日頃の成果の発表や活動上の課題の検討などを行う交流会（以下「子育て支援実践交流会」という。）等の企画・運営

### 4 助成額

50万円以内

### 5 事業の内容

#### (1) 子育て支援実践交流会の企画・運営

##### ア 対象

子育て支援活動を行う地域団体、子育て支援団体、企業、行政等や個人

##### イ 実施場所及び実施回数

静岡市、三島市、浜松市、島田市、富士市、掛川市、下田市のうち、いずれかを含む場所において1回以上実施すること。

##### ウ 実施時期

年度内（助成をした年の翌年の3月末日）

##### エ 内容

意見・情報交換、活動事例の発表、テーマ別研修・講演等

##### オ 企画・運営

子育て実践交流会の計画策定、会場予約等、当日の運営に係る一切を行うこと。

(2) 団体等の協力・連携関係の構築に向けた取組

(1)のほか、子育て支援実践交流会に参加した団体等を中心に、団体等が相互に他団体の活動への積極的な協力や活動情報の交換などを行う協力・連携関係の構築に向けた取組を行うこと。

(3) ふじさんっこ応援隊の周知・普及

ふじさんっこ応援隊のシンボルマークや団体等向けの募集要項等は提供するので、次に掲げることを実施すること。

- ・団体等のふじさんっこ応援隊への参加促進
- ・子育て家庭等へのふじさんっこ応援隊の広報

※「ふじさんっこ応援隊」とは、子ども・子育てを応援する活動に取り組む団体等の総称で、NPO、企業、行政等や個人が参加しており、静岡県や静岡県社会福祉協議会等が推進している取組をいう。

5 助成対象経費

謝金、講師旅費交通費、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、賃借料、備品費

6 助成対象外経費

- ①グループの経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費、施設整備費)
- ②パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費
- ③助成が適切でないと判断する経費(視察・研修旅行費等)

7 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長はふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成先、助成事業の採択を行い、別に定める日までにグループ宛に通知する。

なお、「子育て支援実践交流会助成」は、書類選考後に申請グループの運営委員会での説明(プレゼンテーション)を経て、選考を行い採択する。

8 助成事業、資機材への表示

助成事業開催資料(要綱等)又は資機材には、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成」を明記(表示)する。

9 申込方法

別紙「助成事業申込書」に必要事項を記入の上、郵送または直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

- (1)申し込みは、1グループにつき1件のみとする。
- (2)添付書類を含む申込書類は、返却しない。

附 則

この要領は、平成26年度分の助成金から適用する。